

厚生労働大臣が定める掲示事項

令和8年6月1日

(1)入院基本料に関する事項

一般病棟

- ・1日(24時間)で112人以上の看護職員が勤務しています。なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです。
- ・朝8時30分から17時15分まで、看護職員1人あたりの受け持ち数は4人以内です。
- ・夕方17時15分～翌朝8時30分まで、看護職員1人あたりの受け持ち数は11人以内です。

地域包括ケア病棟

- ・1日(24時間)で10人以上の看護職員が勤務しています。
- ・朝8時30分から17時15分まで、看護職員1人あたりの受け持ち数は4人以内です。
- ・夕方17時15分～翌朝8時30分まで、看護職員1人あたりの受け持ち数は16人以内です。

(2)DPC 対象病院に関する事項

基 礎 係 数:1.0583

機能評価係数Ⅰ:0.4215

機能評価係数Ⅱ:0.0687

救急補正係数:0.0145

(3)入院時食事療養に関する事項

当院は、入院食事療養(Ⅰ)の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)、適温で提供しています。

- ・入院時食事療養費(1食につき):730円
- ・特別食(1食につき):76円
- ・自己負担額(1食につき)

区 分	自己負担額
一般所得の場合	550円
住民税非課税世帯の場合	270円
住民税非課税かつ所得が一定基準に満たない70歳以上の場合	130円

(4)明細書の発行状況に関する事項

当院は、医療費の内容の分かる領収証及び個別の診療報酬の算定項目が分かる明細書を無料で交付しています。

(5) 予約に基づく診察料

当院では、予約に基づく診療を行う場合の料金を以下のとおり定めています。

形成外科: 1,100 円

産婦人科: 1,100 円

心療内科: 1,100 円

(6) 入院期間が 180 日を超える入院に関する費用

同じ症状による通算のご入院が 180 日を超えた場合、患者さんの状態によっては健康保険からの入院基本料 15% が病院に支払われません。180 日を超えた日からの入院が選定療養費となり、患者さんのご負担となります。

入院期間が 180 日を超える入院に関する自己負担

1 日につき 2,480 円